	該当箇所	(誤)	(正)
第9章	P.194 右側14 行目	フローズンフード	フローズンチルド
第 10 章	P.228 10.2.5 の 1 行目	設備基準	施設基準

第11章P243表11.4に関して以下の補足を行う.

度区分までは触れられていない.

冷蔵倉庫・冷凍倉庫を含む倉庫業を営もうとする者は,倉庫業法(昭和31年施行)に基づき国土交通 大臣の行う登録を受ける必要がある.同年に施行された倉庫業法施行規則(=国土交通省令)におい て,「冷蔵倉庫」の定義や施設設備基準について定められたほか,冷蔵室の保管温度についても 「国土交通大臣の定める常時摂氏10℃以下に保たれる基準を満たしていること」と定められたが,温

冷蔵倉庫の温度帯区分については、平成14年に施行された「倉庫業法第三条の登録の基準等に関する告示」の中で具体的に定められた。近年、冷凍食品の保管量の増加や電力料金の高騰等の環境変化が顕著となり、冷蔵倉庫の管理に関する法的基準を見直す必要性が出てきた。冷蔵品の保管品質を維持しながら、保管コストの増加を抑制し、より適正な取引を促進すること、また環境負荷の低減を図る観点から、冷蔵倉庫の温度帯区分を細分化する改正が令和6年4月1日に行われた。

表 1 に新旧温度帯区分を示す、C3級およびC2級には変更がなく、新C1級の下限値が-20℃から-18℃ に変更された。これに伴い新F1級の上限値も-18℃となったが、旧F1級および新F2級の下限値である-30℃には変更がなく、新F1級と新F2級の区分は-24℃となった。

旧区分 新区分 温度範囲 温度範囲 +10°C以下~ +10°C以下~ C3 C3 -2°C未満 -2°C未満 -2°C以下~ -2°C以下~ C2 C2 -10°C未満 -10°C未満 -10°C以下~ C1 -18°C未満 -10°C以下~ C1 -20°C未満 -18°C以下~ F1 -24°C未満 -20°C以下~ -24°C以下~ F1 F2 -30°C未満 -30°C未満 -30°C以下~ F3 -30°C以下~ -35°C未満 F2 -35°C以下~ -40°C未満 SF1 -40°C未満 -40°C以下~ SF2 -40°C以下~ -45°C未満 F3 -50°C未満 -45°C以下~ SF3 -50°C未満 F4 ·50°C以下 SF4 -50°C以下

表1. 倉庫業法における冷蔵室の区分と保管温度